

昨年5月に策定した「長浜市役所本庁跡地等活用基本方針」をもとに、学識経験者や関係団体、公募市民の意見を踏まえ、本庁跡地等の整備基本方針や今後の事業展開などを示した基本構想がまとまりました。

基本方針で示した「中央図書館」「公民館」「市民活動支援」「産業支援」「共結スペース」「駐車場」の6つの機能に加え、本市の地域福祉推進の中心的担い手である市社会福祉協議会と連携・協働した「地域福祉支援機能」を備え、社会福祉協議会のボランティア育成能力などを生かし、市民活動支援やコミュニティビジネスなどの産業支援機能との連携、機能充実を図ります。

詳しくは、市ホームページまたは担当窓口まで。

整備基本方針

●土地利用（整備区域）

本庁跡地、長浜公民館、長浜商工会議所および市消防団長浜西方面隊第1分団車庫・屯所として利用している市有地と、市社会福祉協議会の敷地を合わせた約1.3haです。



■導入機能および連携イメージ

（周辺道路環境整備）
道路からのアクセスは、車と自転車、歩行者の動線ができる限り交錯しないよう安全性を考慮します。また、周辺道路の安全性向上のための改良を検討します。

●機能配置

各機能の連携を高め、複合施設のメリットを生かします。開館状況等が類似する施設を集約することで館内の賑わいを維持し、効率のよい施設管理を検討します。

●今後の事業展開

・民間活力の導入可能性等の専門的な調査、管理運営手法や施設形態等の検討を行い、最適な事業手法の導入をめざして事業計画の策定に取り組みます。

・旧本庁舎の解体後、事業が着手されるまでの期間は、イベント等の臨時駐車場および市職員駐車場として暫定的に利用します。

・第1分団車庫・屯所は、市消防団と調整を図りながら適地へ移転します。整備区域内の既存施設は新施設建設後に解体し、敷地を一体的に活用します。また、中央図書館の完成により廃止となる長浜図書館の建物および敷地の利活用については、今後検討を進めます。

●整備スケジュール

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業計画策定	基本設計	実施設計	建設工事
本庁跡地暫定利用			

今後の整備スケジュールは、事業計画を策定するなかで変更となる場合があります。

行政 Information

本庁跡地複合施設検討会議の市民メンバーを募集します

財産活用室 ☎65-1717

市役所本庁跡地の複合施設整備を推進するにあたり、事業計画等に対して関係者や市民の皆さんの意見をお聞きする会議の市民メンバーを募集します。

【募集人数】

2人（選考により決定）

【応募資格】 次の全てを満たす人

- ① 満18歳以上で市内在住または在勤の人（4月1日現在）
- ② 国・地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人
- ③ 平日の日中に開催する会議に出席できる人

【募集期間】

4月1日（水）～16日（木）※当日消印有効

【応募方法】

所定の応募用紙に必要事項を記入し、直接または郵送、FAX、Eメールで左記まで。
※応募用紙は左記窓口にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

●応募先

財産活用室（東館4階）
〒526-8501 八幡東町632
☎63-4111
✉kanzai@city.nagahama.lg.jp

行政 Information

4月12日(日)は、県議会議員一般選挙の投票日です

選挙管理委員会 ☎65-65003

投票時間 7時～20時

（一部時間を繰り上げる投票所もあります）

※入場整理券に印刷されている投票所を確認し、間違いのないようお越しください。

【投票できる人】

- 次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている人
- 年齢要件…平成7年4月13日以前に生まれた人
- 住所要件…平成27年1月2日以前に転入届をし、引き続き3か月以上市内に住んでいる人

※転入後3か月未満の人などは、長浜市の選挙人名簿に登録されませんので、前住所地で確認してください。

※県内の他市町に転出した人は、引き続き県内に住所を有している証明書が必要です。

※県外へ転出した人は投票できません。

当日投票に行けない人は、

期日前投票をしましょう

【期間】 4月4日(土)～11日(土)

【時間】 本庁・北部振興局 8時30分～20時
各支所 8時30分～18時

■入場整理券の裏面に「期日前投票宣誓書」を印刷しています。期日前投票をする際には、記入してお持ちいただく手続きが早く済みます。



行政 Information

行政手続法の改正に伴い市行政手続条例を改正

総務課 ☎65-65003

公正かつ透明性の高い行政運営を行い、市民の皆さんの権利や利益を守るため、市行政手続条例を改正し、4月1日から施行します。

主な改正点

① 市が行政指導（※）をするときに、許認可等の処分ができることを示す場合は、根拠となる法令等を明示することが義務づけられました。

※行政指導とは、行政機関がその任務や事務の範囲内で、行政目的を実現するため協力を求める行為のことです。

② 市から法令違反行為を是正する行政指導を受けた場合に、行政指導の中止や必要な措置を求めることができるようになりました。

③ 法令違反を発見した場合に、市に処分や行政指導を求めることができました。

※②③については、法律や条例に処分や行政指導（指導、勧告、助言など）ができる旨の規定があり、市が権限を持つものに限ります。

※詳しくは、市ホームページまたは担当課まで。